

令和8年第一回都議会定例会

監査委員報告

令和8年2月18日

監査委員を代表いたしまして、令和7年1月から12月までの1年間に実施した監査等の結果について、ご報告申し上げます。

監査委員の責務は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう、各局等の事務事業を監査し、都民の信頼を確保していくことです。

令和7年は、社会経済状況や都政の重要課題を踏まえ、監査の重点化を図りながら、合规性はもとより、経済性や効率性、有効性の観点から監査を実施しました。

その結果、この1年間に都庁や団体の事業部署573か所で監査を実施し、141件の指摘や意見・要望を行い、指摘金額の合計は約856億円でした。

それでは、各々の監査等の概況について申し上げます。

第一に、定例監査について申し上げます。

この監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。

定例監査では、都政の課題として関心の高い「都民の安全・安心の確保」と「デジタル技術の活用」に関するテーマを、複数局に設定するとともに、局ごとに重点監査事項を選定し、監査を実施しました。

一例を挙げると、「デジタル技術の活用」に関連して、医療機関の情報連携を行う電子カルテシステムの活用支援をテーマに選定しました。

そこでは、局が、都内全医療機関での導入に向け、初期導入経費等の補助を行い、逐次、補助対象の拡大を図るなど、導入促進に取り組んでいることを確認し、監査委員として、今後の全面的な普及に向けての所見を述べました。

一方で、この補助事業の実施に当たり、地域医療ネットワーク等への参加を条件としているにもかかわらず、その状況確認を適切に行わず、参加していない医療機関に必要な対応を求めていなかった事例があり、改善等を求めました。

定例監査では、あわせて66件の指摘や意見・要望を行いました。

第二に、工事監査について申し上げます。

この監査は、都が実施した工事等について、主として、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から監査するものです。

近年、工事現場での事故が多発していることや、豪雨による工事現場への浸水対策など、安全管理の重要性が一層高まっていることから、「安全管理」を重点監査事項に設定し、各段階において、工事事故の防止や熱中症対策などの取組が適正・適切に行われているかについて、監査しました。

各現場においては、労働安全衛生規則等に基づく安全対策が、概ね適

切に取り組まれているとともに、規則改正に対応した熱中症重篤化を防止する取組についても、適切に実施していることを確認しました。

一方で、道路上で行うマンホール設置工事において、高所作業となるにもかかわらず、墜落防止措置を実施しておらず作業員等の安全確保が不十分な事例などがあり、改善等を求めました。

工事監査では、あわせて24件の指摘や意見・要望を行いました。

第三に、財政援助団体等監査について申し上げます。

この監査は、都が補助金の交付や出資などを行っている団体や公の施設の指定管理者を対象とするものです。

監査の結果、局所有建物の修繕を含む維持管理契約について、毎年度、業務内容が大きく変化するにもかかわらず、契約を見直すことなく自動更新させていた事例などがあり、改善等を求めました。

財政援助団体等監査では、あわせて22件の指摘や意見・要望を行いました。

第四に、行政監査について申し上げます。

この監査は、全庁的に共通する特定の事務や事業等を対象として行う監査であり、「東京都政策連携団体に対する出えんにより造成された基金

を原資とする各局事業の執行」をテーマに設定し、監査を実施しました。

その結果、局と団体が連携し、事業計画の作成や進行管理、事業の見直しなどを随時行っていることを確認しました。

一方で、基金を利用した助成事業について、不用額の算定や返還を適時適切に行っていない事例などがあり、改善等を求めました。

行政監査では、あわせて5件の指摘や意見・要望を行いました。

第五に、決算審査について申し上げます。

令和6年度決算について、計数の正確性などを審査した結果、財産に関する調書において、出資による権利が合わせて802億円分、誤った記載となっている事例などがあり、改善等を求めました。

決算審査では、あわせて24件の指摘を行いました。

また、その際、法律で義務付けられている健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の審査等も行い、全ての会計で実質赤字や資金不足等が生じておらず、都の財政状況は健全な状態であることを確認しました。

第六に、内部統制評価報告書審査について申し上げます。

監査委員に提出された内部統制評価報告書について、内部統制の評価が適切に行われているかなどを審査しました。

その結果、知事が定めた手続に沿った評価が行われており、報告書の記載は相当であることを確認しました。

そのうえで、各局の事務事業が適切に執行されるよう、各局自らがガバナンス向上を図るなど、内部統制の深化に向けた取組を引き続き行うよう求めました。

第七に、監査結果に対する措置状況について申し上げます。

監査は、指摘した問題点が改善されて、初めて効果を発揮します。

そこで、監査の実効性を担保するため、年2回、知事等の関係機関から、指摘事項に対する改善措置等について通知を受け、公表しています。

一例として、発災時の帰宅困難者を受け入れる都立一時滞在施設の運営に当たり、災害用備蓄品が、回収から新規納品までの間、不足することがないように、契約を見直すとともに、更新計画を作成し、これを継続的に改定することとしました。

令和7年12月に行った措置状況報告では、過去3年間に行った指摘事項等のうち、87.1パーセントが改善済となりました。

未改善の案件については、その理由や進捗状況の確認を行うなどし、早期の改善を促してまいります。

最後に、住民監査請求について申し上げます。

令和7年は、19件の住民監査請求がありました。

このうち2件については請求の要件を備えたものとして監査を実施しました。

以上、令和7年に実施した監査等の結果について述べてまいりました。

各局等の長においては、事務の誤りが、都民サービスや都民の安全・安心の低下を招いたり、都民の信頼を損なうこととならないよう、自らの事業が担う社会的責任や執行上のリスクについて、組織的に再確認するとともに、事務事業の改善に向け、より一層実効性のある取組を行うよう望みます。

監査委員は、今後も、都政の公正かつ効率的な運営を求める都民の信頼と期待に応えるため、都民の視点に立った質の高い監査の実施という我々の使命を全力で果たしていくことを申し上げ、報告を終わります。